

# 令和4年度えひめスポーツ推進企業募集要項

## (目的)

第1条 この要領は、従業員又は従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）のスポーツ実施に積極的に取り組む企業等を「えひめスポーツ推進企業」として賛同を募り、広く県民に周知することで、企業におけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに対する社会的気運の醸成を図ることを目的としています。

## (対象)

第2条 県内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「企業等」といいます。）

## (要件)

第3条 「えひめスポーツ推進企業」は次に掲げる基準等を全て満たすものとする。

(1) 企業等でスポーツの実施を推進することに賛同し、「1企業1活動の目標」を定め実践すること。

### 活動事例

- ア 朝の一斉体操の実施、クラブ活動への助成
- イ 従業員等を対象としたウォーキングイベントの実施、社屋内階段利用の推進
- ウ 社内研修会等でのレクリエーションスポーツ、障がい者スポーツ体験
- エ ウォーキングリフレッシュ休憩の実施
- オ 「1町1技」の企業版「1社1技」の実施（例：全従業員参加のバドミントン大会）
- カ その他、スポーツの実施を推進する取組

(2) 実施内容、導入手順、運用方法等について公表可能であること。

(3) 過去3年間において労務管理、労働災害、労働関係法令等に違反する事実がないこと。

(4) 次の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、暴力団員でなくなつてから5年が経過していない者、その他前記に準ずる者）

## (手続)

第4条 賛同する企業等は、「えひめスポーツ推進企業賛同申込書（様式1）」により県に申込みを行うものとする。

2 応募期間は令和4年10月11日（火）から令和4年11月30日（水）までとする。

## (賛同証の交付)

第5条 県は、前条の申込みのあった企業等について、その内容を審査し、適当と認められる場合には「えひめスポーツ推進企業賛同証（様式2）」を交付する。

## (申請内容の変更の届出)

第6条 賛同企業は、企業等の名称又は所在地等に変更があったときは、速やかに「えひめスポーツ推進企業申請内容変更届（様式3）」を県に届け出るものとする。

## (賛同の辞退)

第7条 えひめスポーツ推進企業が第3条の要件を満たさなくなつたとき又は賛同の意思を失つたときは、「愛媛スポーツ推進企業賛同辞退書（様式4）」を県に提出する。

## (賛同の取消)

第9条 県は、賛同企業が要件を満たさなくなつた場合など、賛同を継続することが適当でないと判断したときは、賛同を取消することができる。

(その他)

第10条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和4年10月5日から適用する。